



一日中小企業庁 in Aomori

～本会・對馬徹弘会長が若手 後継者育成支援を要望!!～

主催
中小企業庁・東北経済産業局・青森県

青森県 商 工 会 報

発行所
青森県商工会連合会

編集
情報・業務担当
青森市新町二丁目8の26
(県火災共済会館五階)
TEL 017(734)3394(代)
FAX 017(773)7249



中小企業庁・東北経済産業局・青森県が主催する「一日中小企業庁 in Aomori」が、去る9月3日ホテル青森で開催された。一日中小企業庁は、中小企業施策の一層の周知を図るとともに、中小企業者等の意見や要望等を聴取し、今後の中小企業施策に反映させ、その充実に努めることを目的として、昭和39年度から、全国各地で開催しているもので、今回は43回目にあたる。

当日は、初めての試みであるまちづくり等のミニフォーラムに引き続き、午後よりメイン事業の総会、フォーラムが開催された。総会では、主催者を代表して望月晴文・中小企業庁長官、三村申吾・青森県知事が挨拶、鈴木孝男・独立行政法人中小企業基盤

整備機構理事長が来賓代表挨拶を行った。続いて望月長官が「中小企業政策の現状と課題」と題して基調講演した。この中で望月長官は、中小企業が国内経済の付加価値を創造する源であり、かつ技術革新の担い手と雇用創出の中核と位置づけ「中小企業への有効な施策が経済成長の発展を促す」と強調した。

商工団体代表者による意見要望では、商工会議所連合会の林光男会長が県内の観光振興に係る施策と街づくり施策の充実を、中小企業団体中央会の橋本昭一会長が中小企業連携へ向けた対策予算の充実を、本会の對馬徹弘会長が若手後継者育成のための支援を望み長官に求めた。

フォーラムでは「地域から発信する新たな発想・技術による産業振興」が地域が持つ資源を最大限に活かした地域おこし〜とのテーマでパネルディスカッションを行い、末永洋一・青森大学教授をコーディネーターに、地域資源を生かした産業振興について県内企業経営者と西村雅夫中小企業庁次長が討論し、経営者の事業意欲を創出する施策づくりや、事業をサポートする周辺環境整備の必要性などを話し合った。

んです。寒くなるにしたがってマグロは口にはとろ〜りとろ〜と脂がのってきます。大間の漁師がド根性とロマンをかけて釣り上げてくる、この旬の本マグロは、ぜひ本場、大間で食べさせたい！恒例となった「朝やげ夕やげ横やげ」大間超マグロ祭り」で、マグロの大きさに、びっくりしてください。漁師のパワーにびっくりしてください。お向かい函館のダイヤモンド夜景を、大間横から見るのもオツですぞ！これを、横やげ（横夜景）と名づけました。今年も、大間の自然と味覚と人情が、あなたをお待ちしております！

朝やげ夕やげ横やげ 大間超マグロ祭り

こどももやると〜っ



10月22日(金)・23日(土)・24日(日)大間港・旧フェリー埠頭にて津軽海峡の黒いダイヤモンド。大間のマグロ漁が始まるのは夏目の前の白黒灯台のあたりに、伝統的な一本釣りの船がわらわら出漁する

漁船で大間より沖合に浮かぶ弁天島へ渡り、灯台より津軽海峡の絶景とマグロ漁ウォッチング！※時化の場合は中止となる場合がございます。

マグロ漁ウォッチング

●22日：なし
●23日：9時〜15時
●24日：9時〜14時
●料金：大人1500円
 小人1000円

豪快！ マグロ解体ショー

●22日：なし
●23日：9時〜16時
●24日：9時〜16時
●料金：一人1000円

海鮮！ バーベキュー



マグロ特産品即売

●22日：13時
●23日：一回目(9時30分) 二回目(13時)
●24日：一回目(9時30分) 二回目(正午)

その場で解体されたマグロ。昆布、ワカメ、ベこもち、ラーメン、ヒバ製品等の大間の特産を販売(地方発送OK!)
●22日：13時〜16時
●23日・24日：8時〜16時

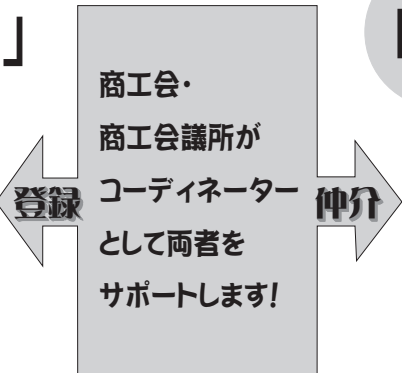
◆お問い合わせ
やると会事務局
(大間町商工会)
☎0175-137-1111
ommas@jomonn.jp

後継者でお悩みの事業者の皆さんへ

青森県内の59商工会並びに、7商工会議所では、無料で「全国商工会連合会・日本商工会議所」が運営するインターネットを介して事業者の方と後継者希望者の方の双方の情報を提供するとともに、匿名連絡掲示板機能を使って、匿名のままで、事業者の方と自由にコミュニケーションできる場を提供しています。

「後継者を探している事業者」

- ◎後継者がいない
- ◎店を譲りたい
- ◎経営資源をまとめて譲りたい
- ◎設備・機械を貸したい
- ◎工場や工房を貸したい等



「後継者・創業希望者」

- ◎経験や技術を活かして独立したい
- ◎条件のよい物件を探したい
- ◎顧客・取引先の確保を迅速にしたい等

後継者人材マッチング・セミナーの開催

事業者の皆様にご事業をビジュアルに説明を致します。説明終了後、個別相談を専門家の方がお受けしますので上記のようなご希望をお持ちの事業者の方は、是非参加下さいませようお願い致します。

会場区分	三 沢 会 場	板 柳 会 場
開催日時	11月13日（土）午前10時～正午	11月20日（土）午後1時～午後3時
開催場所	三沢市 三沢市商工会館 2階講堂	板柳町 板柳町商工会館 2階研修室
概 要	インターネットのサイト及びビデオでの事業説明を中心とし、個別相談にも応じます。尚、個別相談を希望なさる方は、最寄りの商工会へお申込み下さる様お願い申し上げます。	

事後サポート体制も整えています!

仲介成立後、個別のマッチングを円滑に進めるため専門家による交渉や手続きアドバイスを受けられます。



インターネットでご覧になりたい方は
<http://kokei.shokokai.or.jp>
へアクセス下さい。

二、申請人：会社を代表する者（代表取締役）が管轄登記所に変更登記を申請しなければなりません。

三、登記期間：変更を生じた（死亡の日）ときから、本店所在地において2週間以内、支店の所在

一、登記事項：取締役が死亡により退任したときは、死亡した年月日と死亡の旨が登記事項となります。

その役員変更登記手続きは、次のとおりとなります。

四、添付書面：この登記については、医師の死亡診断書または戸籍謄抄本が、死亡した取締役の家族から会社へ提出された死亡届でも差し支えありません。

※代理人によるときは、代理権限証書（委任状）が必要となります。なお支店の所在地における登記申請については、本店所在地において登記をしたことを証する書面が必要となります。

五、登録免許税：本店所在地においては、申請件



また、具体的には、青森地方法律局登記部門（〇一七七一七九〇四一）又は最寄りの法律局支局・出張所へお尋ねください。

数1件につき3万円（資本の金額が1億円以下の会社については1万円）です。支店所在地においては、申請件数1件につき9千円（資本の金額が1億円以下の会社については6千円）です。

以上のとおりとなりますが、取締役の死亡により、貴社の定款に定められた取締役の員数を欠くことになった場合は、後任者を定める必要がありますので、ご承知おきください。

アット法務Q&A

青森地方
法務局

商工会会員の皆様へ
全国商工会経営者休業補償制度
商工会の休業補償制度
病気やけがで働けない間、最高1年間月々の所得を補償します。
保険料約36%割引
割引率・保険料が変更となっていますので
ご注意下さい。
[保険期間：平成16年10月1日午後4時～平成17年10月1日午後4時]
毎月1日の午前0時保料開始でご加入いただけます。
全国商工会連合会
損害保険ジャパン株式会社
東京海上火災保険株式会社